議案第８０号

小浜市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

小浜市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

小浜市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（小浜市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　小浜市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成２６年小浜市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和７年小浜市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規

定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第８１号

小浜市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について

小浜市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

小浜市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

小浜市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和４８年小浜市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８２号

小浜市営駐車場設置および管理条例の一部改正について

小浜市営駐車場の設置および管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

小浜市営駐車場の設置および管理条例の一部を改正する条例

小浜市営駐車場の設置および管理条例（昭和５６年小浜市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表名称の欄中「小浜市営大手第１駐車場」を「小浜市営大手駐車場」に、「小浜市営生守第１駐車場」を「小浜市営生守駐車場」に改める。

別表第１の１の項中「４．９０メートル」を「５．００メートル」に、「１．８０メートル」を「１．９０メートル」に改める。

別表第２のうち（１）時間制およびパスカード制によるものの表区分の項および時間制の項を次のように改める。

区分	料金	適用駐車場
時間制	１　駐車後１時間は無料とする。 ２　１時間を超えるときは、１時間ごとに１００円を加算する。 ３　２４時間までの上限額を８００円とする。 ４　駐車時間が２４時間を超える場合は、２および３の方法により算出した額を２４時間までの額に加算する。	小浜市営広峰駐車場 小浜市営大手駐車場

別表第２のうち（２）サービス券制によるものの表適用駐車場の欄中「小浜市営大手第１駐車場」を「小浜市営大手駐車場」に改める。

別表第２のうち（３）月ぎめ制によるものの表小浜市営伏原駐車場の項および小浜市営生守第１駐車場の項を次のように改める。

小浜市営伏原駐車場	４，３００円
小浜市営生守駐車場	３，６００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に駐車場に入場する自動車の料金および施行日前に駐車場に入場し、かつ、施行日以後に駐車場を退場する自動車の料金について適用する。

議案第８３号

小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について

小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成１０年小浜市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１１号中「第２条第４号に規定する電気通信事業」を「第１２０条第１項に規定する認定電気通信事業または同法第１４３条の５第１項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８４号

字の区域の変更について

県営土地改良（区画整理）事業　飯盛地区による換地処分について、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５４条第４項に規定する公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

字の区域の変更調書

県営土地改良事業　飯盛地区

次の区域を飯盛２１号東浜田に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	２３号　浜田	４２から５０まで

次の区域を飯盛２８号久保に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	３０号　中田	１から３までの各一部　１６の一部

次の区域を飯盛３０号中田に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	３３号　下代	４１から４７までの各一部 ４９の一部　５０の１の一部 ６６の一部　６７の一部
	２１号　東浜田	５７の一部

次の区域を飯盛３３号下代に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	２１号　東浜田	５７の一部

次の区域を飯盛３７号三才に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	４４号　田野良	１８の１　１９の１　２０の１

次の区域を飯盛４５号椎下に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	３３号　下代	５０の２の一部　７０の一部 ８１の一部
	５０号　竹里	４１の一部

次の区域を飯盛５０号竹里に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	３０号　中田	８の２の一部　９の２　１５の一部 １７から１９までの各一部
	４５号　椎下	１の１の一部　１の２の一部 ２から６までの各一部 ７の１の一部　１８の一部 ２１の一部
	３３号　下代	５０の２の一部　６６の一部 ８１の一部

次の区域を飯盛５１号道野部に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	３０号　中田	８の２の一部　１６の一部 １９の一部
	５０号　竹里	２３の１の一部　２３の２の一部 ２４から２６までの各一部 ３０の３の一部　３０の４の一部 ４０の一部　４２の一部　４３
	５２号　森ノ上	２の４の一部　２の５　３の２ ８の一部　１１から１３までの一部

次の区域を飯盛５２号森ノ上に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	２８号　久保	３２の１の一部　４２の１　４２の２ ４６の一部　５１の一部　５２の一部 ５４の一部
	３０号　中田	４から７までの各一部　８の１の一部 １６の一部

次の区域を飯盛５３号久保ノ上に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	２８号　久保	３０の１　３１の１　３２の１の一部 ４３　４７　５３　５４の一部
	５２号　森ノ上	１の１の一部　１の２　２の１の一部 ２の３　９　１０の一部

次の区域を飯盛５４号中ノ森に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	５１号　道野部	１９から２３までの各一部 ３１の一部　３３の一部　３４
	５２号　森ノ上	２の４の一部　１０の一部 １３の一部
	５３号　久保ノ上	８の２の一部　９の２の一部 ９の３　１１の一部　１４の一部 １５の一部

次の区域を飯盛５５号川添に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	５３号　久保ノ上	８の２の一部　１３の一部
	５４号　中ノ森	１の１の一部　１の２の一部 ２の一部　３の１の一部 ３の２の一部 ４から７までの各一部 １４の一部　１６
	５６号　鳥越	１５の２の一部　１６の２ ２１の一部　２５の一部 ２６の一部

次の区域を飯盛５６号鳥越に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	５３号　久保ノ上	４から７までの各一部 ８の１の一部　１３の一部
	５８号　本所越	２３　２４

次の区域を飯盛５７号久喜に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	５５号　川添	１の１の一部　１の２の一部 ２から７までの各一部　１７

次の区域を飯盛５９号瑞岸に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	６３号　分地	２３の２　２４の２　２５の２ ２６の２　２７の２　２８の２ ２９の２　３９の一部　４０

次の区域を飯盛６３号分地に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	６４号　鍛治屋	５４の一部　５８の一部

次の区域を飯盛７０号東兼田に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	６９号　西兼田	６の１　６の２　７　８　９の１ １７の一部　２２の一部　２３の一部

次の区域を飯盛８７号車口に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	８８号　橇り	１の１から１の３まで　４の１ ５の１　５の２の一部　５の３

次の区域を飯盛８９号奥ノ切に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	８７号　車口	２７の２の一部　２７の３ ２８の２の一部　３７の一部 ３９から４２までの各一部
	８８号　橇り	５の２の一部
	９１号　石田	１９の１の一部 ２０から２４までの各一部 ２５の１の一部　２５の２の一部 ２６の一部　３２の一部　３４ ３５の一部
	１０５号　中時分	２０の一部　２２　２５の一部

次の区域を飯盛９４号川ノ上に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	９２号　神田	２８の１　２９の１から２９の５まで ３０の１　３５の一部　４３の一部
	９３号　西伏本	１１の１
	９７号　伏本谷	１２の１　１３

次の区域を飯盛９８号松ケ下に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	９２号　神田	２３の２の一部　２４の３ ３４の一部　３６の一部　３７ ３８の一部　３９の一部　４０ ４１の一部
	９９号　度々	６９の一部

次の区域を飯盛９９号度々に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	９８号　松ケ下	１０の一部　１１の一部　２７の一部 ２９から３１までの各一部
	１０３号　山田	２１の一部　２２の一部

次の区域を飯盛１０３号山田に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１２４号　西山口	２８の一部　３７の一部　３８ ４５の一部　４６の一部

次の区域を飯盛１０６号山崎に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１０５号　中時分	１０の１の一部　１１の１の一部 １２の１の一部　２５の一部

次の区域を飯盛１０７号札場に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１０６号　山崎	４６の一部　４７の一部　５０の一部
	１２１号　荒鹿口	１２の２の一部　１２の３の一部 １３の２の一部　１４の２　１５の３ ２０の一部　２１の一部

次の区域を飯盛１１９号野手に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１０７号　札場	２０から２６までの各一部 ２９から３２までの各一部　３９の２ ５９の一部　６１の一部　６２ ６５の一部
	１２０号　大坪	２０の一部
	１２１号　荒鹿口	１５の２の一部　２１の一部

次の区域を飯盛１２０号大坪に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１２１号　荒鹿口	１の４　１５の２の一部　１９の一部

次の区域を飯盛１２１号荒鹿口に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１０５号　中時分	１９の３の一部　２５の一部
	１０６号　山崎	２５の２　４３の２　４４の１ ４４の２　４５の１ ４６から４８までの各一部 ５０の一部

次の区域を飯盛１２２号牛飼に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１０５号　中時分	１の２　１９の２の一部 １９の３の一部　２０の一部 ２１の一部　２３の一部 ２４の一部
	１２０号　大坪	１０の１の一部　１０の２ １１の１の一部　１１の２ １２の１の一部　１２の２ １３の１の一部　１３の２ １３の３の一部　１９の一部 ２０の一部　２３の一部
	１２１号　荒鹿口	１の２　１の３　２の２　３の２ ４の２　６の１の一部　６の２ ７の１の一部　７の２　８の２ ８の３の一部　１６の一部　１７ １８の一部
	１２３号　新水	１８の１の一部　１８の２ １９から２１まで　２７　２８の１ ２９の一部　３０の一部 ３２の一部　３３

次の区域を飯盛１２３号新水に編入する。

大　字	字	地　　番
飯　盛	１２０号　大坪	５の１１の一部　７の２　８の２ ９の１の一部　９の２　１９の一部 ２１の一部　２２

議案第８５号

小浜市母と子の家児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項および小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年小浜市条例第２８号）第５条の規定により、次の者を小浜市母と子の家児童発達支援センターの指定管理者として指定したいので、同法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所在地および名称

(1) 所在地　　小浜市後瀬町１番５号

(2) 名　称　　小浜市母と子の家児童発達支援センター

２　指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の職氏名

(1) 所在地　　小浜市南川町１２番１３号

(2) 名　称　　株式会社ふらむはぁとリハビリねっと

(3) 代表者の職氏名　　代表取締役　小林　裕和

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第８６号

小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項および小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年小浜市条例第２８号）第５条の規定により、次の者を小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場の指定管理者として指定したいので、同法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所在地および名称

(1) 所在地　　別紙のとおり

(2) 名　称　　別紙のとおり

２　指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の職氏名

(1) 所在地　　小浜市遠敷六丁目６０３番地の５

(2) 名　称　　株式会社オーイング・日本システムバンク株式会社共同事業体

(3) 代表者の職氏名　　株式会社オーイング小浜支店
支店長　池田　幸兵衛

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（別紙）

所　在　地	名　　称
小浜市小浜広峰１１３番地	小浜市営広峰駐車場
小浜市大手町第１２号１２番地の１	小浜市営大手第１駐車場
小浜市駅前町第２１号１１番地の６	小浜市営駅前駐車場
小浜市伏原３２号１０番地の１	小浜市営伏原駐車場
小浜市生守４１号３２番地	小浜市営生守第１駐車場
小浜市駅前町第２２号１番１５	小浜市駅前自転車駐車場

議案第８７号

道の駅若狭おばまの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項および小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年小浜市条例第２８号）第５条の規定により、次の者を道の駅若狭おばまの指定管理者として指定したいので、同法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所在地および名称

(1) 所在地　　小浜市和久里２４号４５番２

(2) 名　称　　道の駅 若狭おばま

２　指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の職氏名

(1) 所在地　　小浜市和久里２４号４５番２

(2) 名　称　　株式会社まちづくり小浜

(3) 代表者の職氏名　　代表取締役社長　青木　美昭

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第８８号

小浜市営公園および小浜市営体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項および小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年小浜市条例第２８号）第５条の規定により次の者を小浜市営公園および小浜市営体育施設の指定管理者として指定したいので、同法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所在地および名称

(1) 所在地　　別紙のとおり

(2) 名　称　　別紙のとおり

２　指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の職氏名

(1) 所在地　　小浜市遠敷六丁目６０３番地の５

(2) 名　称　　株式会社オーイング・株式会社アイビックス共同企業体

(3) 代表者の職氏名　　株式会社オーイング小浜支店

支店長　池田　幸兵衛

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

別紙

所在地および名称

（１）市営公園（２５公園）

区分	名称	所在地
都市公園	中央公園	小浜市大手町１２号１番
	東公園	小浜市四谷町２０号３１・３２番
	四谷公園	小浜市四谷町２０号３番
	千種公園	小浜市千種二丁目１６号７３番
	南公園	小浜市水取三丁目５００番
	湊公園	小浜市水取四丁目６００番
	北公園	小浜市水取二丁目６００番
	遠敷第一公園	小浜市遠敷十丁目７０４番
	遠敷第二公園	小浜市遠敷八丁目２０２番
	遠敷第三公園	小浜市遠敷六丁目５０２番１
	遠敷第四公園	小浜市遠敷一丁目３０１番　他
	遠敷第五公園	小浜市遠敷三丁目３０４番
	小浜公園	小浜市小浜香取８１号１番
	青井第一公園	小浜市青井２号５８番
	西部児童公園	小浜市小浜白鳥２５番
	青井第二公園	小浜市青井１９号３４番
	三の堀公園	小浜市小浜清滝１００番
	台場浜公園	小浜市川崎二丁目７番１　他
	南川第一公園	小浜市南川町１８番
	南川第二公園	小浜市南川町１２５番
	松ヶ崎公園	小浜市松ヶ崎二丁目２０１番
	内浜田公園	小浜市松ヶ崎二丁目８０５番
その他の公園	小浜海浜小公園	小浜市小浜香取地先
	藤ノ木台緑地公園	小浜市多田１号５番３４　他
	森川なかよし公園	小浜市生守４１号３２番　他

（２）市営体育施設（６施設）

区分	名称	所在地
体育施設	市民体育館	小浜市後瀬町第９号３８番地
	中央グラウンド	小浜市後瀬町第４号６番地１
	野代グラウンド	小浜市野代第２８号１１番地
	武道館	小浜市後瀬町１番７号
	野球場	小浜市東勢第８９号３番地の２
	総合運動場	小浜市口田縄第５号２３番地